

会社法の解説⑦

内部統制について (その5)

弁護士 鳥飼重和

1 もう一つの統制上のリスク

以前(本誌Vol.27)、COSOの考え方を紹介した。法令遵守という統制目的、その目的達成のために必要な統制上のリスクの把握の例として、「経営者が法律に無知であることは、法令の遵守のため最大かつ根源的なリスクである」ことを取り上げた。理解を深めるために、もう一つの統制上のリスクを紹介する。

「顧問弁護士は、企業内部に起こっているすべての活動を承知していない」(鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳「トレッドウェイ委員会組織委員会 内部統制の統合的枠組み ツール篇」白桃書房 P.144)

「顧問弁護士」は、社外にいる顧問弁護士だけではなく、社内弁護士も含んだものと理解してよいだろう。目には見えないし、気付かないが、法治国家における企業活動は、そのほとんどが法律による規律を受けている。そのため、企業活動のさまざまなところで問題が起こると、そのほとんどが法律問題として顕在化する可能性がある。例えば製品供給契約をした場合、製品か

ら事故が起これば、製品を供給する側の会社とその製品の利用者との間で、あるいは製品の供給を受ける側の会社との間で、法律問題化することになる。

従って、このような法律問題において会社が不利益を被らないようにするには、企業活動における、さまざまな段階で法令に関する管理を行う必要がある。例えば取締役会で大きな投資案件の決議をする場合には、その決議が適法か否かという問題が常に付きまとう。法令等についての違反はないか、利益相反がないか、十分に資料を収集し、あるいは慎重な討議をした上での決議なのかなどの点が、取締役の経営判断が適法か否かを定める要素となる。

このような経営判断が適法か否かについては、法律の専門家によるアドバイスがないと危険な場合がある。法律の専門家のアドバイスなしに経営判断をすると、その後法律問題化した場合、会社にとって不祥事となり、当該経営判断に参加した取締役などは法律問題に巻き込まれる危険性が生じるからである。

このような法律問題の予防には、法律の専門

● 弁護士 鳥飼重和(とりかいしげかず)

● 略歴 中央大学法学部卒業。
税理士事務所勤務後、司法試験に合格。弁護士。
日本税理士会連合会顧問、中小企業庁中小企業政策審議会企業制度部会委員。

● 専門分野 経営法務を中心とした会社法、税務訴訟を中心とした税法。

● 主著書 「定款変更と企業防衛対策の実務」清文社
「株主総会の議長・答弁担当役員に必要なノウハウ」商事法務
「平成19年株主総会徹底対策」共著 商事法務

家である弁護士の支援が必要である。ところが、企業活動では、その多くの部分で、ほとんど弁護士のアドバイスを受けていない。そのため、本来なら予防できたはずのものが後日、法律問題化することがあり、会社は不祥事に巻き込まれ、取締役などは法的責任の問題に直面する事態が生じる。まさに、「弁護士が企業内部に起こっているすべての活動を承知していない」ことが、法令遵守上のリスクになっているのである。

日本社会においても、グローバルな競争を認める時代に入っている。そのため、日本社会における競争のルールを、国際的に通用する内容の法律による規律にすることが時代の流れとなるのは避けられない。その結果、従来のように、法律を建前だけのものと扱うようなことは通用しなくなる。法律は法律としての実効性が確保される時代になると理解する必要がある。標語的に言えば、「休火山だった法律が活火山となる」時代に入ろうとしている。これを図にすると<図1>のようになる。

現在進行中の司法改革は「法の支配」の実現を究極の目的としているが、「法の支配」の実現とは法律の実効性を確保することであり、法律を活火山化することにほかならない。それを企業活動について当てはめると、法令等に違反した企業不祥事は隠せないようにし、取締役などの役員に法的責任があれば、それを追及させようとする方向性を持つことになる。しかも、取締役などの役員に対する法的責任は厳しくなること、つまり、<図1>にある「百罰百戒」の時代的傾向を持つのである。

このように法律が実効化する時代に、法律の

専門家である弁護士を企業活動の全領域に配しないことは極めて危険である。内部統制の時代は、上場企業では、企業活動の全般に会計の視点で監査法人の監視の目が及ぶようになったが、内部統制の法律による規律の狙いが法令等の遵守である以上、企業活動の全般に法律の視点で弁護士あるいは法務担当者の目が及ぶようになるのは必然的なことである。

2 統制活動上の要点

法令遵守の目的を実現するための前提となる統制上のリスクとして、「経営者が法律に無知である」と「弁護士が企業内部に起こっているすべての活動を承知していない」ことを取り上げた。法令遵守の目的を実現するためには、これらの統制上のリスクに対して適切な対応をしなければならない。それをするのが「統制活動」にほかならない。この点に関して、前掲書(P.145)では次のように述べている。

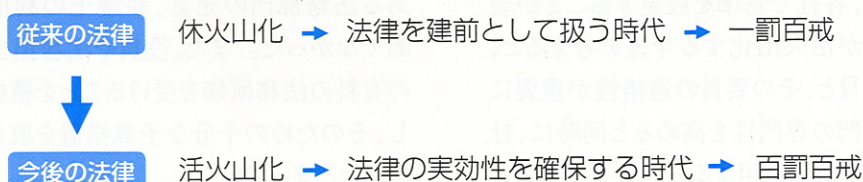
(1) 経営者が法的に無知であるリスクへの対応

- ① 業界について十分な知識を持つ顧問弁護士を擁しているか
- ② 顧問弁護士は法律上の要件について、定期的に経営者に情報を伝えているか

(2) 弁護士が企業活動のすべてを承知していないリスクへの対応

- ① すべての契約は顧問弁護士による審査を受けているか

■ 図1



- ② 顧問弁護士は、経営者との会合に出席しているか
- ③ 顧問弁護士は、本店から遠く離れた事業所に往査し、あるいは、企業活動を十分に理解するため、子会社、事業部等の経営管理者との間で十分な情報交換を図っているか
- ④ 顧問弁護士と内部監査人、独立監査人、取締役会・その下部組織の委員会との間で、定期的に情報交換が積極的に図られているか

以上について、簡単な解説をしよう。

まず、経営者が法律に無知である点への対応について述べる。業界について十分な経験を持つ顧問弁護士が必要な点は、現状の日本でもいえる。要は、顧問弁護士がいればよいというのではなく、「適格な」顧問弁護士の選択を要請しているということである。また、顧問弁護士による定期的な情報の伝達に関しては、年に最低1回は、経営者全員に法律研修の受講を義務付けることが必要である。弁護士が社外取締役、あるいは社外監査役にいれば、その弁護士から法律状況の説明を受けることも肝要である。

次に、企業活動に関して、弁護士に広く情報を提供する点への対応について述べる。すべての契約が弁護士のチェックを受ける体制になっている日本企業は、極めてまれなのが現状であろう。また、法律は不可能を強いることはない。従って現在、契約に関して弁護士のチェックを受ける体制がないとしても、直ちに経営者に法的責任問題は生じないだろう。

しかし、重要な契約に関しては、法務部門のチェック、弁護士のチェックは必要になるだろう。何が重要かは、各社で基準を設定することが望ましい。法律が活火山化する今後を考えると、法務部門の増員と、その要員の適格性が重要になる。法務部門の専門性を高めると同時に、社内弁護士を積極的に採用する方向性を持つこと

が必要である。弁護士に対する会社情報の提供に関しては、日本企業的に言えば、経営者、監査役、内部監査部門、会計監査人(=監査法人)などと弁護士との情報交換は、経営者などが法律を意識することを忘れないようにするためにも、弁護士が会社全体の法的な意味での統制環境を理解するためにも、意味を持つだろう。監査の独立性を考え、特に今後は、監査役が法的責任のある取締役を提訴する事案が増えてくると思われるので、監査役会は、会社の顧問弁護士と異なる監査役会独自の顧問弁護士を持つようにすることが望ましい。

以上のような情報交換を子会社などのグループ会社関係に拡大するのは望ましいことである。また、親会社が弁護士を使って子会社などに法的なデューデリをすることも有用であろう。子会社などのグループ会社での不祥事が親会社、グループ全体に悪影響を及ぼすことから、グループ会社の法的統制環境を弁護士が認識することは有用である。

また、将来において大きな法律問題に発展する可能性がある討議・決定を行う場である取締役会、執行役員会、常務会、経営会議などに関して、法務担当者が弁護士の陪席を必要とすることが望ましい。そのことで、適法な討議・決定が行われていることの証明が可能となるからである。

3 時間軸の発想の必要性

従来の日本社会は、行政庁の意向や業界秩序が社会的規律として重要であり、法律ルールによる規制は最小限度のものでしかなく、休火山状態であることが多かった。そのため、法令遵守は叫んでも、それを実現するための手段である法務部門の充実、弁護士の利用には積極的でなかった。また、役員や法務担当者が外部の有料の法務研修を受けることを積極的に奨励し、そのための十分な予算措置を取る会社は少数にとどまっていた。

このような現状では、法律常識が大きく変化し、法律の実効性が高まる今後の時代に適応できないことになる。最近の不祥事案件が、従来の経営常識では法令遵守と訳されたコンプライアンス違反にはならない出来事であったにもかかわらず、結果として重大な不祥事となったのは、社会意識の変化によってコンプライアンス概念が拡大し、従来の法令遵守から「法令等遵守」になったからである。

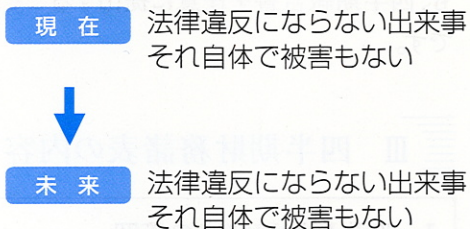
このように、従来の常識を超える新しい社会常識が、社会通念で判決を言い渡す裁判所の判例の中に取り入れられるのは時間の問題である。これを図で示すと<図2>のようになる。

従って、現在・未来という時間軸的発想を持つ

必要がある。現在は法的責任でないものが、未来には法的責任になる。あるいは現在、法的責任を追及されないものが、未来には法的責任を追及されることになる。法的リスクのとらえ方には、このような未来的発想も視野に入れる必要がある。従来の、法秩序が安定した時代のように、過去の判例を参考にすることは重要であるが、未来の時間軸を忘れて、過去の判例だけを参考にする発想は危険である。

内部統制は、法律を活火山化するものであり、同時に、それに適応する必要不可欠の未来の時間軸を取り入れた枠組みである。内部統制の功拙が、企業の未来の成長を決めることになる。

■図2



→ 法的責任なし

→ 法的責任あり（会社は損害を被る）